

開催日:平成21年10月20日

会議名:平成21年 決算審査特別委員会

- 社会福祉施設の指摘事項について
- 児童の家庭相談事業と要保護児童対策事業について

橋本紀子議員

私のほうからは2つ質問させていただいた後、要望が幾つかあります。

法人指導に関する事項について、先ほども吉田章浩委員のほうから聞かれましたけれど、少し重複するかもしれませんが、お願いいたします。

特に社会福祉施設の指導監査結果について、先ほどの指摘もありましたように、平成20年度においては施設運営や利用者支援等についての文書指摘数がふえております。その指摘はどのような内容なのか、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

白石法人指導室主査

橋本委員の、社会福祉施設の指摘事項についてのご質問にご答弁申し上げます。

会計管理に関する指摘内容の主なものといたしましては、会計書類の整備に関する指導、会計責任者の選任等の内部管理体制に関する指導、競争入札等の契約に関する指導が挙げられます。

それから、もう1つ主な要因でございました利用者支援に関する指摘内容の主なものといたしましては、食材購入の契約の適正化、加熱温度管理等の衛生管理の徹底に関する指導、それから、苦情処理に関する第三者委員の選任、周知に関する指導、感染症対策等の危機管理に対応するマニュアル整備に関する指導でございます。

以上でございます。

橋本紀子議員

特に、利用者支援に関する指摘事項の中で、食材購入とか衛生管理に関するものがあつたということで、給食に関するものが多かったということですが、ことしの4月1日から適用されています保育所保育指針でも食育の推進というのが明確になっています。利用者に提供される食事がより重要視されてきている状況にあります。保育所というのが設置基準では、給食に関する仕事をする栄養士の配置の義務がないわけですから、専門的な事項についてはいろいろ課題もあるかと思いますが、指摘改善に向けての指導はどのようになさったか、お伺いいたします。

白石法人指導室主査

給食提供の指導に関するご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、近年、食の充実というものが重要視されてきております。社会福祉施設におきましても、食育の推進のほか、栄養管理、衛生管理を徹底することが求められております。

一方、保育所におきましては、設置基準といたしまして、栄養士の配置義務はうたわれておりませんので、私どもといたしまして、指導水準、指導方法に苦慮しているところではございますが、保育課職員と連携しながら、保育所保育指針を初め、各種法令基準に基づきまして、施設として食育に関する計画の策定推進、適正な給食の提供を確保するよう、施設長に対し指導しているところでございます。

今後につきましても、食の安全、食育の推進が求められておりますので、その中で、施設の実情に応じた指導に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

橋本紀子議員

先ほど来のいろいろな委員の議論の中にもありましたけれども、保育の内容やあるいは環境について格差がないように、基本的なところはきちっと提供していかなければいけないと思います。特に、給食については大変重要な課題であるというふうに認識しておりますから、ぜひ栄養バランスのよい、そしてまた食品そのものの安全に留意した食材の確保、それから安全な給食の提供ということにご尽力をいただきたいと思います。

また、平成20年度の保健所のほうのデータでは、昨年に比べて食中毒の件数は減っているけれども患者数がふえているという状況がありまして、平成19年の場合は、民間のお店で発生したために件数は多かったんですが、1件当たりの発症率が少なかったんですけども、平成20年度は、学校とかあるいは寄宿舎で発生したために、非常に人数としては多くなっています。そういった意味で、カンピロバクターとかノロウイルスとかウイルス菌が原因菌とされる食中毒がなおいまだに起こっているわけですから、ぜひそういう意味でも殊さら食品衛生に、それから衛生管理には十分注意をしていただくように、さらにご指導をお願いしまして、この件は終わります。

次に、児童の家庭相談事業と要保護児童対策事業についてですけれども、連続してこれについては毎年質問をさせていただいているわけです。特に、要保護児童対策事業の児童虐待等防止連絡会議で、平成19年度と20年度では相談件数が大幅に増加しています。これは家庭相談ですね。この相談件数もここにわざわざ括弧で新規受け付けということが書いてありまして、新規ということは継続して対応されている子どもの数があるわけですから、純粹には143件増加していると。それから、相談件数についても、総体として9

35件から1,466件と約1.5倍、重複して相談件数が逆算すると263件から651件の増となっています。この増加の現状はどのような状況かということと、増加傾向、決算ですけれども、相談業務が主に子育て総合支援センターですから、平成18年にできていますので、経年的にあって、ことしの現状、現時点までの数字として教えていただきたいと思えます。

それから、児童虐待等防止連絡会議でのケース会議の回数というのがことしは33回、昨年は46回ということで減っているんですけども、先ほどの児童家庭相談の件数は増加しています。早期発見、早期対応と言われてはいますが、相談業務と虐待の未然防止の関係について、どうとらえておられるのか。それから、件数が減っていることと、その内容についてはどのような状況なのか、教えていただきたいと思えます。

河合子ども育成室参事

橋本委員の、児童家庭相談等に関するご質問にお答えいたします。

児童家庭相談の件数の増についてでございます。平成19年度は、子育て総合支援センター開設により、児童家庭相談事務所として市民の皆さんに周知を図るべく、いろいろな形でPRに努めてまいりました。平成20年度につきましても、関係機関などへの事業説明等、事業内容の周知に努めております。そのため、必要なお家庭に対しての情報提供が進んだ結果と考えております。また、昨年10月からのこんにちは赤ちゃん事業の開始により、児童家庭相談につながった件数も65件ございます。この分につきましては、今後とも増加するものと想定しております。

なお、継続しての相談についてのご質問でございますが、この場合は電話相談よりも面談での相談件数が多くなり、1件当たりの相談時間も長くなる傾向になっております。相談の内容につきましても、子どもの課題だけではなく、保護者の子育て不安、負担感などが強く、子どもへの対応が困難になっている事案も多く、1回、2回の相談では終了にはならず、毎月相談を継続する方の数もふえている状況でございます。

今年度の件数ということでございますが、済みません、手元に数値は持っておりません。昨年度を大幅に、今で1.3倍ぐらいの相談件数になっております。

次に、児童家庭相談とケース会議との関連についてでございますが、保護者の育児不安等の問題に早期に児童家庭相談にて対応し、継続的に支援することにより、児童虐待の未然防止につながっているものと考えております。

委員仰せの、ケース検討会議の減とその内容についてでございますが、関係各機関での保護者とのかかわりなどの努力により、ケース会議等の件数が減っているというふうにも考えられます。先ほどの児童家庭相談と同じく、同じご家庭でのケース会議を重ねている案件もあり、手厚い支援が必要なご家庭もふえている現状でございます。

以上でございます。

橋本紀子議員

年々、1.5倍というふうにあがっていて、昨年よりも平成21年、ことしの現時点では既に昨年の1.3倍になっているということですから、今後、増加する傾向にあるというふうに思います。その背景には、186ページにも書かれていますし、今のご答弁にもありましたように、親の育児不安とか強いストレスということで、その根本的な原因と申しますか、簡単ではありませんが、そういうことにも対応しない限り、本当に大きな課題になってくると思います。

しかしながら、新聞紙上でも、本当に児童虐待とかネグレクトによるさまざまな事件などもいまだにふえ続けていると申しますか、減ってはいないという状況にあって、状況は深刻だなというふうに思います。そういうことが高槻市で重篤な事件が起こっていないのも、毎年申し上げていますが、こういった水際で精いっぱいそのことを食いとめるためにいろんな支援をされているという、その努力のおかげだろうというふうに思っていますけれども、この状況がどこまでふえていくのかという課題については、先ほども申し上げましたけれども、やはりしっかりと原因を分析する中で、市全体として児童家庭相談だけではなくて、先ほど来、どなたかおっしゃいましたけど、福祉、医療、教育、司法、関係機関が、現在も進められていますが、連携を深めて、どこで引っかかってもきちっと支援につながっていくというような総合的な支援の実施というのも必要です。ケース会議等そういう連絡、ネットワーク会議などもされているということは十分わかっておりますけれども、全体としての支援が大変求められているというふうに思います。

児童虐待対策に向けての法改正もあって、重要課題と緊急提言というのが国のほうでも府のほうでもまとめられていますけれども、乳幼児を育てるご家族や、特に子育て中の母親の地域社会や家庭内での孤立化を防止するという、これが大きな課題かなというふうに思っています。

そういう意味では、次に要望にもなるんですけども、ひろば型の事業が平成17年から実施されています。そのひろばの数字を見ますと、各ひろばは本当に頑張っているというふうなことで、年間利用人数の延べ人数が6万679人ということで、相談件数も2,700件余りの相談がひろばの中でもなされているという状況です。ですから、ひろばが単に居場所づくりというだけではなくて、こういう社会的に孤立をしないような親のための地域のセーフティネットの役割を十分に果たしてきているなというふうに思います。そういう意味では、ひろばのほうの相談内容を検証していただきながら、さまざまなひろばの特色があるんですけども、これだけ相談件数も多いし、利用される方も多いという状況の中で、連絡会議も行われていると思いますけれども、そういう相談に対応するための必要な研修とか、児童虐待にかかわって視点を決めたそういう取り組みも行っていただきたいということを要望させていただきます。

そのために、引き続き、地域子育て支援の拠点事業としてのひろばについての公的支援もしっかりと続けていただきたいということを要望させていただきます。

それから、もう1つ要望ですけれども、乳幼児健康支援一時預かり事業というのがあります。これが北部の民間保育所で病後児保育をされています。いつでも病後で預けられるという体制のためには、当然、委託料としてそういう看護師さんの人件費というのが要るわけですが、それに対して件数が事務事業評価でも余り伸びていないということがありますが、しかし、行政評価の報告書では、この事業があるということで保険的な面も兼ねているというふうに述べておられます。

私もそのとおりで、これはセーフティーネットとしては必要だと思います。本来、病児とか病後児では、親なり近親者が子どもに寄り添うべきというのは当たり前だと思いますから、これがむしろ努力して利用数をふやすということでもなくてもいいというふうに思うわけです。少なくとも、そこにあるというだけで子育て支援になるというふうに思っておりますので、費用対効果がどうというような評価ではなくて、そういうことを継続していただきたいというふうに思います。

それから、北部の1か所ですから周知については積極的にしていただきたいし、事業の趣旨からいいますと、保育所ですから、職場に行くまでに例えば南部の端の方は北部まで子どもを連れて行って職場に行くということになれば、病後の子どもは非常に早い時間から移動に入らなくては行けないので、事業趣旨からいうと、南地域にもぜひ設置していただければいいかなというふうに思います。

そのこともぜひ検討いただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。